

## 鮭川村告示第13号

令和7年度鮭川村地域のにぎわいづくり事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月3日

鮭川村長 元木 洋介

### 令和7年度鮭川村地域のにぎわいづくり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村長は、村の地域活性化に資する取組みを積極的に支援するため、村内団体等が実施する自主的かつ主体的取組（以下「イベント等」という。）に要する経費に対し、鮭川村補助金等の適正化に関する規則（昭和47年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、活動拠点を村内に有し、次に掲げる各号のいずれかの要件を満たす団体とする。

- (1) イベント等を実施するために組織する実行委員会
- (2) 村内事業者等で組織する団体
- (3) その他村長が特に認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する団体は、補助対象外とする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体
- (2) 反社会的組織等公序良俗を害する団体
- (3) その他村長が補助対象に不適と判断する団体

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすイベント等とする。

- (1) 地域活性化に効果的であり交流人口の促進を図る事業
- (2) 村内で開催する事業
- (3) 原則として今後も継続して実施することが見込まれる事業
- (4) 1回の来場者が概ね100人以上を見込める事業
- (5) 集落が実施する事業でないこと。
- (6) この事業以外の負担金、補助及び交付金等を受けていない事業

2 同一の団体による同一のイベント等によるこの補助金の交付は、年度につき1回とする。

3 補助対象事業は、補助金の交付決定の日から令和8年3月10日までに実施される事業とする。

4 前2項の規定にかかわらず、当該事業が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、この要綱による補助対象事業としないものとする。

(1) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠くと村長が判断する事業

(2) その他村長が補助することが適当でないとする事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業の実施に必要な経費とし、別表に掲げるものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は40万円のいずれか低い額とする。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則第5条に規定する補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、村長に提出するものとする。

(1) 事業計画書(様式第1号)

(2) 収支予算書(様式第2号)

(3) その他村長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 村長は前条の規定により提出された補助金交付申請書等を審査して、当該申請に係る補助金を交付すると認めたときは、補助金交付決定書により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第7条 村長は、令和7年度鮭川村地域のにぎわいづくり事業費補助金概算払請求書(様式第3号)に対し、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(補助事業の内容の変更、中止及び廃止)

第8条 補助対象者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに令和7年度鮭川村地域のにぎわいづくり事業費補助金交付変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、村長が補助事業の目的を損なわない程度の軽微な変更であると認めるときは、この限りでない。

2 村長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、申請内容の変更、中止又は廃止を認めたときは、令和7年度鮭川村地域のにぎわいづくり事業費補助金交付変更(中止・廃止)承認通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を超えない日又は事業を実施した年度末のいずれか早い日までに、規則第14条の規定による補助事業等実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第1号)

- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類  
（補助金の交付）

第10条 村長は、前条の補助事業等実績報告書が提出されたときは、速やかに当該事業の完了を確認し、補助金を交付する。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第11条 村長は、補助対象者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他村長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された補助対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、村長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係） 補助対象経費

費目	内容
報償費	講師等への謝金・謝礼
旅費	交通費又は宿泊費の実費相当分
消耗品費	用紙、材料代等
燃料費	ガソリン代等
印刷製本費	パンフレット等印刷代
食糧費	事業実施に際し不可欠と認められる材料代（実施団体の構成員の食事等は除く）
通信運搬費	切手、はがき、郵送・宅配便代等
保険料	行事保険、損害保険等
手数料	振込手数料等
使用料	会場使用料、音響等使用料、その他レンタル機器使用料
その他	村長が特に必要と認めたもの